

「文の京」の区民憲章を考える区民会議 中間のまとめ（草案）

《目 次》

前 文	4 頁
○区民憲章制定が求められる背景	
○文京区の自治の理念、運営ルールにおける基本理念を明示するものであること	
○最高規範性	
第 1 章 総 則	
1-1 目 的	6 頁
○文京区における自治の理念を明示するものであること	
○協働・協治社会の創造のための基本事項を明示するものであること	
○文京区の特質と目指すべき自治像	
1-2 定 義	6 頁
第 2 章 基本理念	
第 1 節 協働・協治	
2-1-1 協働・協治の実現	7 頁
第 2 節 基本原則	
2-2-1 自己決定・自己責任の原則	8 頁
2-2-2 情報共有の原則	8 頁
2-2-3 対等な立場の尊重	8 頁
第 3 章 区民等の権利、責務	
第 1 節 区民の権利、責務	
3-1-1 区民の権利	9 頁
3-1-2 区民の責務	9 頁
第 2 節 地域活動団体の権利、責務	
3-2-1 地域活動団体の権利	10 頁
3-2-2 地域活動団体の責務	10 頁
第 3 節 非営利活動団体の権利、責務	
3-3-1 非営利活動団体の権利	11 頁
3-3-2 非営利活動団体の責務	11 頁
第 4 節 事業者の権利、責務	
3-4-1 事業者の権利	12 頁
3-4-2 事業者の責務	12 頁
第 4 章 区の責務	
4-1 自治体政府としての役割	13 頁
4-2 保証役としての役割	13 頁
4-3 調整者としての役割	14 頁
4-4 地域の担い手の育成	14 頁

第5章 区議会の責務	15頁
第6章 執行機関の責務	
6-1 執行機関の責務	16頁
6-2 区長の責務	16頁
6-3 区職員の責務	17頁
6-4 行政情報の共有	17頁
6-5 説明責任	17頁
第7章 協働・協治の推進	
第1節 各主体の協力	
7-1-1 各主体相互の信頼関係	18頁
7-2-2 各主体相互の調整	18頁
7-3-3 各主体の社会資源の活用等	18頁
第2節 各主体の参画	
7-2-1 参画の原則	19頁
7-2-2 区の政策形成・実施・評価等への各段階への参画	19頁
7-2-3 区の政策等に係る区民等の意見表明手続き	20頁
7-2-4 区への事業提案	20頁
7-2-5 各主体相互の活動への参画	21頁
第3節 各主体の意思の表明	
7-3-1 意思表明の原則	21頁
7-3-2 選挙投票による意思表明	22頁
7-3-3 住民投票	22頁
第4節 各主体の情報の共有	
7-4-1 情報共有の原則	22頁
7-4-2 情報公開	23頁
7-4-3 各主体の説明責任	23頁
第5節 協働・協治の推進体制	
7-5-1 協働・協治推進委員会	24頁
7-5-2 区外の人々との連携・協力	24頁

【参考意見】

第 5 章 区議会の責務

第 1 節 区議会の基本的役割

5-1-1 区議会の基本的役割	25 頁
-----------------	------

第 2 節 協働・協治社会における区議会の役割と責務

(分権時代に対応した新機能)

5-2-1 区民の意思の集約	25 頁
----------------	------

5-2-2 区民の意思の尊重	26 頁
----------------	------

5-2-3 議会の公開と情報共有	26 頁
------------------	------

5-2-4 議会の活性化	26 頁
--------------	------

第 3 節 議員の権利、責務

5-3-1 議員の権利	27 頁
-------------	------

5-3-2 議員の責務	27 頁
-------------	------

前 文

【第一案】

私たちのまち文京区は、都市自治体としての性格を強く持ちながらも、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りに思っています。しかし近年、私たちを取り巻く社会環境は大きな変化をとげており、積極的に行動を起こすことで、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていかなければなりません。

現代の高度に都市化され価値観の多様化した成熟社会で、良好な環境を維持しながら、真に文化的に幸福に暮らすためには、区民一人ひとりが自立した存在として尊重されるとともに、「自分たちのまち」という意識を持ち、守るべきもの、育むべきもの、拒むべきものを見極め、自己決定・自己責任のもとで行動することを大切にしながら、男女が平等に参画し、合意を形成し、協力し合うことが必要となっています。

そしてまた、複雑化した公共の課題に対しては、区民、団体、事業者等と区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら、解決を図ることが求められています。

私たちは、このような協働・協治の社会の創造の実現のための理念や基本的なしくみを明らかにし、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまち文京区の創造のために、文京区の最高規範として、この条例を定めます。

【第 2 案】

21 世紀に入り、私たちを取り巻く社会環境は大きな変化のときを迎えています。変化のときにあっても、文京区が真に潤い・やすらぎ・豊かさを実感できるまちとなることを目指していかなければなりません。

そのためには、区民一人ひとりが自律した存在として尊重され、自己決定・自己責任のもとで行動することを大切にしながら、男女が平等に参画し、世代・国籍・立場の違いを超えた協力を基本として、区民及び区民相互の活動が活発になることが不可欠です。

同時に、成熟社会を迎え、今後はこれまで自治体政府だけに委ねてきた公共的な問題の解決のしくみを改め、区民、団体、事業者等と区が対等・協力の関係に立ち、相互に連携・補完しながら公的な問題の解決を図ることが大切になってきました。このような多様な主体の自主的な活動により、協働・協治の社会の創造が求められています。

そして、このような文京区内の多様な主体が公的な問題の解決を図ることにより地域を治めていくというガバナンスの考え方を「協働・協治」と呼び、文京区の自治の理念として掲げます。

「文の京」文京区は、特に江戸期より続く多様な歴史文化があり、後樂園、小石川植物園などを初めとする緑豊かな環境に恵まれています。また大学・教育機関や先端産業における言わば「知」の集積地でもあります。

そして、これらのことは、協働・協治の社会を築くための礎となるものと考えられます

私たちは、ここに、文京区のめざす協働・協治の社会の創造の実現のための理念や基本的なしくみを明らかにし、この特色ある地域社会を、未来に向かって更に実りあるものに発展させることを期し、文京区の最高規範として、この条例を定めま

総 則

第 1 章 総 則 [区民憲章の目的の規定及び使用する用語の定義]

[1-1 目的]【第 1 案】

- この条例は、文京区の自治の理念を明らかにし、各主体の権利と責務、さらにそれらを有効に機能させるためのしくみを規定することにより、それぞれの果たすべき役割の自覚を促し、公共の課題を各主体の参画と協働により解決するという新しい協働社会の実現を図り、真に文化的で幸福を実感できる、持続可能な地域社会を実現することを目的として定めます。

[1-1 目的]【第 2 案】

- この条例は、文京区における自治の理念を明らかにするとともに、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の協働により、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するための基本的事項を定め、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会の実現を図ることを目的として定めます。

[1-2 定義]

【各主体】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区をいいます。

【区民】

区内に住み、働き、学び、又は区内に集う人をいいます。

【地域活動団体】

地域の包括的な課題の解決や地域住民の連携を図るため、自発的な意思と自己責任に基づき、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいいます。

【非営利活動団体】

社会的な課題に関して、自発的な意思と自己責任に基づき、自主的に解決に取り組む民間の非営利団体、市民団体をいいます。

【事業者】

区内において、事業活動を行うものをいいます。

【区】

区議会及び執行機関により構成される自治体政府のことをいいます。

【協働・協治】

自立的な様々な主体が相互に協調し、調整し合い、公的な分野を担っていくというガバナンスという言葉で表される考え方をいいます。

【公的な活動】

地域のくらしに必要とされる公益の増進のための活動をいいます。

【社会資源】

情報、人材、場所、資金、知恵、技術等の区民活動を推進するために必要な資源をいいます。

第 2 章 基本理念 [参画や協働の基本原則・理念を規定]

第 1 節 協働・協治

[2 - 1 - 1 協働・協治の実現]

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区は、お互いに理解を深めながら、それぞれの果たすべき責任と役割を分担し、相互に補完しあい、協力しあいながら公的な課題の解決を共に担うものとします。

- ・地方自治とは、本来、自分たちの地域を自分たちで治めることです。しかしながら、すべてに自立して行動することは難しいことです。そこで、各主体が相互に補完し、協力し合うことが大切だと考えます。
- ・各主体は、お互いの活動を尊重し、緩やかな連携を図ることを大切にすべきと考えます。
- ・「区民憲章」における基本理念は、前文に掲げた「協働・協治＝ガバナンス」とします。
- ・地域の課題を解決する主役は、地域のことを一番知っている区民です。区民同士が互いに足らざるを補い・励まし・手をさしの合いながら地域の課題を解決することを優先します。しかし、このことだけで地域の課題がすべて解決できるわけではありません。区民だけで解決できないものは各団体が解決に当たり、区も、最も身近な政府として、配慮の行き届いた支援の方策を適時適切に実効するなどを行い、地域の課題の解決を図っていくことが大切です。こうした「補完性の原則」を基本的な考え方のひとつとします。
- ・区民及び関係する個人・団体が、主体的かつ責任ある参画を前提として、主に議会・行政との対等・平等な協力により自治体運営を進めることを示ものです。

第 2 節 基本原則

〔 2 - 2 - 1 自己決定・自己責任の原則〕

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。

- ・成熟社会を迎え、地域の課題は多様化・高度化してきました。そして、その課題はどれもが重要なものです。これらの課題を解決するためには、行政だけでなく、地域のさまざまな活動主体が協力して解決に取り組むことが重要となってきました。
- ・各主体の活動は、自らの意志に基づき、自主的に取り組むことを基本とするとともに、そのことを尊重しあうことが大切だと考えます。

〔 2 - 2 - 2 情報共有の原則〕

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区は、ネットワークを形成しながら公的な活動を担うために、お互いに情報を共有し、自らの責任と判断の下に、参画しあうことを基本とするべきです。

- ・地域の活動団体の活動が活発になるためには、多くの区民が地域の活動に関心を寄せながら、その活動に関わりあうことが大切です。それには、各団体の情報をお互いに共有することが基本となります。
- ・協働・協治の社会を創造していくためには、個人情報に配慮しつつ、各主体の間で可能な限り情報を共有化することが必要だと考えます。

〔 2 - 2 - 3 対等な立場の尊重〕

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区は、対等な立場に立ち、相互理解と信頼関係を築いて公的な活動を担うものとします。

- ・各主体と区が協働して協働・協治の社会を創造していくためには、各々が基本的に対等な立場であることを確認することが出発点となります。

第 3 章 区民等の権利、責務

第 1 節 区民の権利、責務

[3 - 1 - 1 区民の権利]

- 区民は、文京区という地域社会（コミュニティ）を協働・協治（ガバナンス）する主体であり、地域社会を協働・協治するための権利を有する。
- 区民は、文京区という地域社会を協働・協治するために、地域社会を構成するメンバーとともに積極的に活動に参加する権利を有する。
- 区民は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。
- 選挙権を持たない未成年の青少年及びこどもも、それぞれの役割に応じた範囲で区民と同様の権利を有する。
- 区民は、協働・協治の地域社会を創造するための活動に参加するに際して、公正・公平な扱いを受ける権利を有する。

- ・第一章の「区民」の定義についての確認ができていませんので、区民については、「区内に住み、働き、学び、又は区内に集う人をいう」という前提で記述しています。
- ・資料 16 号にあった「新しい公共の概念に基づく協働・協治」の下線部分を敢えてカットしました。その理由は、協働・協治（ガバナンス）それ自体が新しい公共の概念に基づいていることは自明であり、また、中長期にわたる区民憲章という視点から見ると新しい公共の概念自体という表現が陳腐化する可能性があるかと判断したからです。これは、NPM を説明したい事務当局のお考えは理解できますが、一区民の立場からすると「協働・協治」（ガバナンス）自体がまったく新しい考えであり、その説明をしっかりとすることで、新しい公共という内容が理解されると考えることと、2 つ並べることにより 2 つの概念の説明をしなくてはならない重複をさけたからという理由からです。
- ・4 番目の項目について、未成年について、年齢で分けるのは適切でないので、役割に応じたとう表現に変更しました。

[3 - 1 - 2 区民の責務]

- 区民は、行政サービスを享受する以上、行政サービスを維持するための納税等、各自の役割に応じた義務を果たさなくてはならない。
- 区民は、地域社会を構成する各種組織・メンバーの自立的な活動を尊重しなくてはならない。
- 区民は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。
- 区民は、協働・協治の社会を創造する活動に参画するように努力しなくてはならない。

- ・区民については広義なので、納税者だけでないが、納税義務が非常に重要なので敢えて、「納税等」という表現を使いました。
- ・責務については、議論を重ねましたが、敢えて、義務という言葉をつかうことで、責務に強い意味を持たせてみました。また、最後の項目で、「努力しなくてはならない」と努力義務を入れてみました。努めると努力ではどのような差があるかは辞書ではわかりませんでした。努力の方がより口語的で、区民に対してわかり易いと考えたために、努めるから努力するに変えました。

第 2 節 地域活動団体の権利、責務

〔 3 - 2 - 1 地域活動団体の権利 〕

- 地域活動団体とは、(町会や商店会など伝統的な組織から新たなマンションの自治会までを含む様々な文京区で自主的に活動する組織であり)、地域社会を協働・協治する主体であり、地域社会を協働・協治する権利を有する。
- 地域活動団体は、文京区という地域社会を協働・協治するために、地域社会を構成するメンバーとともに地域の包括的な課題の解決や住民相互の連携を図る活動に積極的に参画する権利を有する。
- 地域活動団体は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。
- 地域活動団体は、協働・協治の地域社会を創造するための活動に参加するに際して、公正・公平な扱いを受ける権利を有する。

- ・カッコ内の地域活動団体についての説明でも第一章 1 - 2 の定義のところで決定されると思いますが、町会や商店会や自治会など具体的な名称を入れるほうがより区民にとりわかり易いと考えあえてカッコ書きでいれました。
- ・4 番目の項目を敢えて入れた理由は、2 つの意味をもたせました。第一に地域活動団体と他の団体（行政や NPO、事業者）と同等で公正・公平な扱いを受けることを明示することが、ややもすれば行政の下請け組織としてみなされる町会などに対する意識を変えること、第二に、地域活動団体間においても公平でなければならないことを明示することで、地域活動団体間の連携をスムーズにさせる意図を持たせました。

〔 3 - 2 - 2 地域活動団体の責務 〕

- 地域活動団体は、協働・協治の考え方に基づき、地域社会を構成する他の組織の自立的な活動を尊重しなくてはならない。
- 地域活動団体は、協働・協治の考え方に基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。
- 地域活動団体は、協働・協治の地域社会を創造する主体であり、自主的・自律的に地域福祉の推進やふれあいと活気のある活動に取り組むよう努めなくてはならない。

- ・最後の項目に「地域福祉」という言葉を入れたのは、地域活動団体が担う役割として「地域福祉」という公共的な活動が存在することを衆知させる意味で使いました。

第 3 節 非営利活動団体の権利、責務

〔 3 - 3 - 1 非営利活動団体の権利〕

- 非営利活動団体とは、(社会福祉法人や特定非営利活動法人等であり)、協働・協治の地域社会を創造する主体であり、地域社会を協働・協治する権利を有する。
- 非営利活動団体は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。
- 非営利団体は、協働・協治の考え方にに基づき、協働・協治の地域社会を創造する主体として、従来の公的サービスを担うことに参画する権利を有する。

- ・この括弧も第一章の 1 - 2 の定義に入ることですが、敢えて載せました。「公的サービス」という言い方にしたのは、「公的な問題の解決」よりも具体的であるということと、今後 NPM を担うべき団体として非営利活動団体の養成が必要であることを考慮して、載せました。

〔 3 - 3 - 2 非営利活動団体の責務〕

- 非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、地域社会を構成する他の組織の自立的な活動を尊重しなくてはならない。
- 非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。
- 非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、公的サービス等の地域社会を担う主体として、自らの専門性と創造性を生かした活動を行なわなくてはならない。

- ・公的サービス等、この表現を敢えて入れたのは、今後「公説民営」の視点からすれば、非営利活動団体が大きな役割を担うことが示唆されているので、そのことを明示することにより、NPM の方向性を示唆しました。
- ・言い方を変えた箇所は、各主体の自主的・自立的な活動を「地域社会を構成する他の組織の自立的な活動を尊重する」にしました。各主体という言い方がこの場合具体的でない判断したために、変更しました。
- ・協働・協治の社会を創造する主体であることの重要性を認識し、という表現も公的サービスを行う以上敢えて重要性は必然的に入ってくるのであえて入れる必要はないと判断しました。

第 4 節 事業者の権利、責務

〔 3 - 4 - 1 事業者の権利 〕

- 事業者とは、(株式会社等の営利活動法人であり)、事業活動により営利を追求する権利を有する。
- 事業者は、協働・協治の地域社会を創造する主体であり、協働・協治する権利を有する。
- 事業者は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。
- 事業者は、協働・協治の考え方に基づき、協働・協治の地域社会を創造する主体として、従来の公的サービス等を担うことに参画する権利を有する。

- ・事業者についての定義は第 1 章、1 - 2 の定義に書かれるべきであるが、敢えて載せました。その上で、事業活動により営利を追求する権利を有するとして、事業者の役割を明確化する必要と事業者の役割を区民に衆知させることから敢えて加えました。
- ・また、公的サービス等を担うことに参画する権利を有するとして、事業者の権利を明確化しました。

〔 3 - 4 - 2 事業者の責務 〕

- 事業者は、協働・協治の考え方に基づき、地域社会を構成する他の組織の自立的な活動を尊重しなくてはならない。
- 事業者は、協働・協治の考え方に基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。
- 事業者は、協働・協治の考え方に基づき公的サービス等の地域社会を担う主体として、自らの専門性と創造性を生かした活動を行なわなくてはならない。

- ・事業者は、非営利活動団体と同様に従来の公的サービスを新たに担う主体として明確化するために、「公的サービス等の地域社会を担う主体として」という表現を入れました。

第 4 章 区の責務

〔 4 - 1 自治体政府としての役割〕

- 区は、自治体政府としての位置付けのもと、「地方自治の本旨」に基づいて、住民の福祉の増進に向けて最小の経費で最大の効果を発揮します。
- 区を構成する議事機関としての議会と執行機関としての長その他の吏員については、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である「地方自治の本旨」の実現を図ります。

- ・ 憲法第 92 条は、「地方自治の本旨」に基づいて地方公共団体を組織し、運営を行わなければならないとしています。
- ・ 地方公共団体とは、「一定の地域とそこに住む住民を構成要素とし、その地域に関連する公共的役務を実施する地域共同体であって、その地域の住民および滞在者に対して包括的な支配権を持つ団体（「地方自治の法としくみ」原田尚彦）」と定義されています。
- ・ 地方公共団体組織の基本原則として、「民主制の原則」「責任明確化の原則」「行政運営効率化の原則」「公正の原則」があり、現行法では、「民主制の原則」に特段の尊重を払い、住民自治の徹底を期しています。（「地方自治の法としくみ」原田尚彦）
- ・ 地方自治法第 2 条第 13 項では、「行政運営効率化の原則」の観点から、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことが記されています。
- ・ 憲法、法律上のことばとして、「地方公共団体」がありますが、これは国家の構成要素としてニュアンスであり、住民の主体的係わりを前提とした表現としては「自治体（政府）」が挙げられます。
- ・ 自治体政府として、憲法権限として、「自治立法権」「自治行政権」「自治解釈権」があるとされています。（「市民自治の憲法理論」松下圭一）
- ・ 憲法第 93 条第 1 項及び地方自治法第 8 9 条～、第 1 3 8 条の 2～において、地方公共団体には議事機関としての議会と、執行機関としての長その他の吏員をおくこととしています。
- ・ 自治体政府も狭義の意味では執行機関のことをさしますが、地方公共団体に対応して議会と執行機関により構成されると解釈できます。

〔 4 - 2 保証役としての役割〕

- 区は、自らが公的サービスの産出・供給という役割を担うだけでなく、他の主体により公的サービスの産出・供給が確保されるよう、情報の開示や認証など、それを保証する制度的しくみを作ります。

- ・ 新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会では、自治体政府自らが、公的サービ

スの産出・供給という役割を担うだけではなく、他の主体に公的なサービスの産出・供給をゆだねる場面も今より多く登場してくると思われられます。

- ・自治体政府は、あるサービスについてすべてを委ねるわけではなく、他の主体によって公的サービスの算出・供給が確保されるよう、情報の開示や認証など、それを保証する制度的しくみを作る役割を中心に担うことになると考えられます。
- ・場合によっては、自治体政府自らが公的サービスを維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

〔4-3 調整者としての役割〕

- 区は、必要に応じて、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区（あるいは執行機関、区議会）の間の調整・調停を行う役割を担います。

- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会においては、各主体が行う公的な活動を調整する必要な場合も出てきます。
- ・各主体間相互による自主的な調整がうまく行かない場面では、住民の付託を受けた総合行政主体としての自治体政府が、実質的な調整の役割を担うことが想定されます。

〔4-4 地域の担い手の育成〕

- 区は、自主性や自律性を尊重しながら、文京区という地域社会に関心を持ち、広く将来を見据えながら公的な活動に参画する人々や団体を育成します。
- そのため、区民等の参画の「場」をつくり、きっかけをつくります。

- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を作り上げていくためには、文京区という地域社会に関心を持ち、広く将来を見据えた、文京区のまちとひとをつくるという公的な視点にたち、文京区のまちとひとをつくるという公的な活動に参画する人々や団体の存在が不可欠となります。
- ・しかし、公的な視点に立って考え、意見を述べ、行動することは容易なことではありません。
- ・自治体政府は、こうした人々の自主性や自律性を尊重しながら、「ひとづくり」の観点から、住民や団体を支援し、場合によっては、様々な団体の発足を助ける役割を果たしていくことが重要となります。

第 5 章 区議会の責務



第 6 章 執行機関の責務

〔 6 - 1 執行機関の責務〕

- 区長、区長の補助機関および行政委員会などの執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たります。
- 執行機関は、持続可能で健全な行財政運営の遂行に留意し、区民等との協働を前提とした行財政改革を行います。

- ・ 区長の補助機関である行政組織及び行政委員会などは、区長の総合的な調整のもとに、適切な組織運営、事務事業の遂行を行うことをあらためて宣言することが必要です。
- ・ 特に近年では、厳しい財政状況のもと、持続可能な行財政運営が求められており、短期とともに中長期的視点から、健全な行財政運営を図ることが求められています。
- ・ この場合、区民等が行政サービスの提供の一部を担うことも視野に入れ、本来執行機関が担うべき役割を絞り込むことにより、効果のある行財政改革を行います。

〔 6 - 2 区長の責務〕

- 区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に区政の執行を行います。
- 区長は、区政の執行を通して実現すべき目標を期限をつけて区民に対して明らかにするとともに、目標の達成状況についても区民に報告します。
- 区長は、執行機関の長（トップマネジャー）として、効率的かつ効果的な行政経営を行います。

- ・ 執行機関の長である区長は、この条例の考え方を最大限に尊重し、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に努めることをあらためて宣言することとします。
- ・ 区長は、選挙により区民の信任を得た執行機関の長として、区政の執行を通して実現すべき目標を具体的な数値を期限つきで明らかにします。
- ・ また、期限を迎えた場合、目標の実現度を確認し、区民に報告する責任があることを明記することが考えられます。
- ・ 区長は、設定した目標の実現に向けて、執行機関の長（トップマネジャー）として、民間企業で見られる経営手法を活用し、効率的かつ効果的な行政経営を行います。

〔 6 - 3 区職員の責務〕

- 区の職員は、新たな協働社会の創造のために主体的に区民等と関わっていくという強い意思のもとに、職務を遂行します。
- 区の職員は、区長が示す具体的な目標を共有化し、その実現に向けて積極的に行動します。

- ・ 区行政組織を構成する職員一人ひとは、自らが新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体の一員であることを自覚し、区民等と思いを共有することが求められます。
- ・ 執行機関の長（トップマネジャー）による目標設定を受け、具体的な行政経営の展開に協力し、その成果に対する責任の一端を担います。

〔 6 - 4 行政情報の共有〕

- 執行機関は、区民の知る権利を保障するとともに、区民の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民の区政への参画の促進を図り、区民との信頼関係のもとに公正で開かれたく区政を実現するために、情報の共有を行います。

- ・ 国では、平成 11 年に情報公開法が制定され、平成 13 年度施行されました。
- ・ 文京区では、平成 12 年 10 月に「文京区情報公開条例」を施行し、自治体政府の責任として、「知る権利」について明記しています。
- ・ 情報公開については、国及び文京区の法令の制定により、基本的な枠組みについては対応済みとなりますが、「情報なくして参加なし」といわれるように、住民が行政情報について、知り得る手段を持たなければ、行政への実効ある住民参画を期待することは難しいといえます。
- ・ ここでは、これらのことを再確認する意味から、区民と区の情報共有について明記します。

〔 6 - 5 説明責任〕

- 執行機関は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程、内容、効果及び手続きについて、区民等にわかりやすく説明する責任を果たします。

- ・ 「文京区情報公開条例」では、「区政について区民に説明する区の責務」についても、目的として明記されています。
- ・ しかし、執行機関の説明責任は、情報共有のための基本条件となるため、ここでは再確認を行います。

第 7 章 協働・協治の推進

第 1 節 各主体の協力

〔 7 - 1 - 1 各主体相互の信頼関係 〕

- 各主体は、地域社会の公的な課題の解決を図る主体として、対等・協力の関係に立ちながら、互いに相手の活動を尊重し、信頼関係を構築するよう、対話し、交流し、学びあうことに努めます。

- ・ 協働・協治の原則に基づいて、各主体がネットワークを構築して公的な活動を担っていく過程では、互いに相手の活動を尊重し、相互に信頼関係を深めていくことが大切だと考えます。

〔 7 - 1 - 2 各主体相互の調整 〕

- 各主体は、自主的に相互の調整を行いながら、地域社会の公的な課題の解決を図る活動を実施するよう努めます。

- ・ 各主体がネットワークを形成し、地域社会の公的な課題の解決を図っていくためには、様々な段階・局面での各主体間の自主的な相互調整が必要と考えられます。

〔 7 - 1 - 3 各主体の社会資源の活用等 〕

- 各主体は、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうよう努めます。

- ・ 限りある社会資源を各主体が最大限有効に活用するため、各主体が相互に協働・協力していくことが必要だと考えます。
- ・ また、各主体は、社会資源を活用するとともに、自らも社会資源を作り出す大きな役割を担っています。
- ・ 各主体が、社会資源を活用しあうことで、より豊かな地域社会を創りあげていくことができると思います。

第 2 節 各主体の参画

〔7-2-1 参画の原則〕

- 各主体は、公的な課題の解決を図るための活動に積極的に参画するよう努めなければなりません。
- 区は、区民等が、地域社会の公的な課題の解決を図るための活動に積極的に参画できるよう、その環境作りに努めなければなりません。

- ・ 協働・協治の理念に基づいて、各主体がその権利を積極的に行使するとともに、その責務を誠実に果たし、地域社会の公的な課題の解決を図るための活動に積極的に参画することが、これからの住民自治に強く求められています。
- ・ しかし、さまざまな条件の中で、すべての人々や団体が公的な課題の解決のための活動に積極的に参画できない場合もあります。ここで言う「参画すること」とは、具体的な行動を行うことに加え、地域の課題に関心を持つこと、地域の課題解決のための活動に参加しようと思うことも大切な「参画」だと考えます。
- ・ 区は、区民等がさまざまな公的な活動に参画できるように、その環境を整えていく役割を担っていると考えます。

〔7-2-2 区の政策形成・実施・評価等の各段階への参画〕

- 区民等は、区の政策の立案、実施、評価の各段階に、積極的に参画するよう努めなければなりません。（参画することができます）
- 区は、その政策の立案、実施、評価の各段階において、区民等の参画を図るよう、環境作りに努めなければなりません。

- ・ 新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を築くためには、各主体は、互いにその活動を尊重しあい、対等の関係に立ち、協力していくことが基本です。しかし、文京区の中では、自治体政府としての文京区が、一番大きなセクター（団体）です。そこで、区の政策形成・実施・評価等の段階に、区民等が積極的に参画し、協働しながら取り組むことが大切だと考えます。
- ・ そこで、改めてこの項目で、区民等が区の政策の立案、実施、評価の各段階に参画することが大事であることを確認し、区民等が積極的に参画すべきであると考えました。
- ・ 参画の仕方については、7-2-1 で指摘したように、具体的な行動としての参画から、関心を寄せるなどの参画の仕方まで幅広く捉えることが大切です。
- ・ 区は、区民等が参画しやすいように、そのための環境作りにつとめる責務を有すると考えられます。

〔7-2-3 区の政策等に係る区民等の意見表明手続き〕

- 区民等は、区の政策等に関して意見を表明するよう努めなければなりません。(表明することができます)
- 区は、区の重要な政策及び計画の策定に当たり、事前にその案を広く区民等に公表し、公表したものに対する区民等からの意見等を考慮します。また、区民等の意見に対して、区の方考え方を公表しなければなりません。ただし、緊急を要するもの等は対象から除くこととします。

- ・「パブリックコメント」という言葉がなじみにくいので、カタカナでの表記ではなく、わかりやすく「区の政策等に係る区民等の意見表明手続き」としました。その内容は、区が重要な政策の策定や改正、廃止を行う際に、広く区民等の意見を広く聞くというものです。区民等から寄せられた意見は公表され、区はこれに対して応答する責務があるとしました。
- ・地域の課題が複雑になっている現在、区民等が区の政策や施策、計画、方針等のついて積極的に意見を表明し、それを反映させていくことがきめ細かな政策の実施につながっていきます。多様性のある施策を実施することが、より豊かな地域の創造につながるものだと考えます。そこで、区の政策等に対して区民等が意見を提出することが大切です。
- ・区は、提出された意見に対して区が適切に対応する責務を有すると考えられます。
- ・この手続きの手段については、区のホームページの活用などのほか、パソコンなどを使用しない区民等にも配慮しながら、多様な手段で行うことが大切です。

〔7-2-4 区への事業提案〕

- 区民等は、区が実施すべきと考える具体的な事業を積極的に提案するよう努めなければならなりません。(提案することができます)
- 区は、区民等が区政に関する具体的な提案ができるような環境作りに努め、提案に対しては協働・協治の視点に立ち、対応することとします。

- ・協働・協治を推進していくためには、区民等から積極的に、多様な事業の提案がなされるべきと考えられます。
- ・区民等が事業提案を行う場合は、公的な視点に立ち提案を行うことを基本とすべきです。また、提案内容については、単に意見としてではなく、説明する責務、協働する責務なども有していると考えます。
- ・区は、区民等から寄せられた提案については、迅速かつ誠実に対応することを基本とすべきです。また、協働・協治の考え方に基づき、その効果的・効率的な実施のあり方について検討することが大切だと考えます。

〔7-2-5 各主体相互の活動への参画〕

- 各主体は、公的な課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るよう努めなければなりません。
- 区は、各主体が相互に活動に参画しあえるような環境作りに努めなければなりません

- ・ 区民等の活動は、自主的・自律的に自らの志に基づきながら取り組むことが基本です。文京区という地域を考えた場合、こうしたさまざまな公的な活動が展開されることに加え、一つひとつの点としての活動がつながりあい、線となりひいては面となっていくことがより、豊かで住みよい文京区を創っていくのだと考えます。そこで、各主体は、自主的な活動を積極的に取り組むことに加え、相互に連携を図ることを大切にしてほしいと考えます。
- ・ また、公的な課題の解決にあたっては、公的なセクターである区だけが中心となって進めるのではなく、区民等が主体的に進めていく分野が充実することで、よりきめ細かな地域社会の課題に対応できるものです。そのため、区は、区民等の活動が広がるように、その環境整備に努めるべきだと考えます。

第 3 節 各主体の意思の表明

〔7-3-1 意思表明の原則〕

- 各主体は、協働・協治を推進するため、その意思を明確に表明するよう努めなければなりません。
- 区は、個人情報に配慮しながら、区民等の意思が広く表明できるよう、その環境作りに努めることとします。

- ・ 協働・協治を推進していくためには、区民等のさまざまな意思が明確に表明されることが基本となります。こうした意思表明に基づき、対話をし、交流し、意見をまとめていくことは、住民自治を進めるための基本です。
- ・ 区は、区を含めた各主体の意思が明確に表明されるよう、個人情報に配慮しながら、その環境作りを行うべきと考えます。

〔7-3-2 選挙投票による意思表示〕

- 選挙権を有する区民は、その権利を適切に行使して区議会議員及び長を選挙することで、その意思を明確に表明するよう努めなければなりません。
- 区は、選挙権を有する区民がその権利を適切に行使して区議会議員及び長を選挙することで、その意思を明確に表明ができるような環境作りに努めなければなりません。

- ・ 二元代表制度のもとで、住民を代表し、自治体政府を構成する区議会議員及び長の選挙をおこなうことが重要な意思表示となることはいうまでもありません。
- ・ 区は、選挙権を有する区民がその権利を適切に行使できるように図っていく責務を有すると考えられます。

〔7-3-3 住民投票〕

- 区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意志を反映させるため、住民投票制度を設けることができます。
- 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

- ・ 投票有権者の年齢要件、住所要件などについては、条例化にあたって、別途、検討が必要と考えられますが、事案によっては 20 歳未満の未成年者にも投票権を認めることなどが考えられます。
- ・ 個別の事案について実施される住民投票に示された有権者の意思について、区長がどのように取り扱うかを予めそれぞれの条例で定めておくことも考えられます。

第 4 節 各主体の情報の共有

〔7-4-1 情報共有の原則〕

- 協働・協治の社会を推進するため、公的な活動を担う各主体間において、活動に関する情報を共有するよう努めなければなりません。
- 区は、各主体間の情報の共有が図れるような環境作りに努めなければなりません。

- ・ 公的な活動を担う各主体間において、区政に関する情報を共有することが新たな協働・協治の社会を推進するための基本となります。
- ・ 区は、区を含めた各主体が相互に情報を共有できるように図っていく責務を有すると考えられます。

〔7-4-2 情報公開〕

- 各主体は、それぞれが保有する公的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めなければなりません。
- 区は、各主体が保有する公的な活動に関する情報を共有することができるような環境作りに努めなければなりません。

- ・ 公的な活動を担う各主体間において、活動に関する情報を共有することが新たな協働・協治の社会を推進するための基本となります。
- ・ 区は、区を含めた各主体が適切に情報を公開することができるようにその環境作りを行うことが必要です。特に、情報化社会にあっては、パソコンを使った情報共有が有効になってきました。さまざまな団体と協働することで、多面的に情報発信できるような環境作りの研究・検討を行っていくことが必要だと考えます。

〔7-4-3 各主体の説明責任〕

- 各主体は、公的活動の立案、実施及び評価の各過程において、その経過、内容、効果、手続き等について説明する責務を負う。
- 区は、各主体の公的活動の立案、実施及び評価の各過程において、その経過、内容、効果、手続き等について説明がなされるような環境作りに努めなければなりません。

- ・ 公的な活動を担う各主体は、公的活動の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果、手続き等について明らかにし、分かりやすく説明する責務を有します。
- ・ 区は、区を含めた各主体が適切にその活動等についての説明責任を果たすように図っていく責務を有すると考えられます。

第 5 節 協働・協治の推進体制

〔 7 - 5 - 1 協働・協治推進委員会〕

- 多様な各主体からなる協働・協治の推進体制について規定します。

- ・ 新たな協働社会の創造を進めるためには、今後、多様な各主体からなる協働・協治の推進組織が必要となると考えられます。

〔 7 - 5 - 2 区外の人々との連携・協力〕

- 各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、行政、団体などと、あらゆる方法で積極的に連携・協力し、協力をし、それを情報公開します。

- ・ 新たな協働・協治の社会を築いていくために、様々な活動を通じて、区外の人々や団体、事業者との連携・協力を図っていくことが必要になると考えられます。

【参考意見】

【区議会への要望】

議会の役割や責務については、議会の自律性の見地から、議会が独自に検討すべきものという意見がありますが、協働社会では各主体が互いに協力すると同時に意見を言い高め合う、対等な関係性をつくることが望ましいと考え、区民会議として区議会の領域にあえて言及するものです。

選挙における選択と生活における選択とが乖離している実態、生活感覚とかけ離れた政党会派の力学による議会運営の実態、それらのために多くの区民が区議会に関心や期待を失っている現状などに鑑み、今後議会の内部で審議される際に、区民の真意として参考にさせていただくようお願いします。

第 5 章 区議会の責務

第 1 節 区議会の基本的役割

〔 5 - 1 - 1 区議会の基本的役割〕

- 区議会は、選挙によって信託を受け、区長と共に二元代表制の一翼を担う、最高意思決定機関であり、議決をとおして区の政策を決定すると同時に、区長および執行機関が政策を適正に執行しているか監視する役割をもちます。

- ・住民の代表としての権限や役割は明確ですが、実態は形骸化しており、次項の意見で述べるようなしくみや、選挙の方法、投票率向上の方策などについての検討、議会運営の工夫などが必要と思われまます。

第 2 節 協働・協治社会における区議会の役割と責務

(分権時代に対応した新機能)

〔 5 - 2 - 1 区民の意思の集約〕

- 区議会は、選挙により住民から信託を受けているとはいえ、常に区民の意思を集約し議会で代弁するとともに、政策決定に区民の意思を反映するよう努めなければなりません。

〔5-2-2 区民の意思の尊重〕

- 区議会は、住民投票など直接の区民の意思や、審議会委員など参加による区民の意思を尊重し、政策提案を受けたときは誠意をもって審議するとともに、経過や結果を公開しなければなりません。

〔5-2-3 議会の公開と情報共有〕

- 区議会は、委員会も含め全会議の公開をすすめ、活動報告は立法過程からあらゆるメディアを通じて行い、議会の持つ情報は区民と積極的に共有しなければなりません。

〔5-2-4 議会の活性化〕

- 区議会への区民参加、議員との直接対話の場の提供など、わかりやすく開かれた議会運営をめざし、また、実質的政策論議の活性化、審議方法の改善など、議会の改革をすすめ、区議会に対する区民の信頼、理解、関心を高めるよう努めなければなりません。

- ・ 現代の多様化した都市生活では、代表権を付託された議会だけでは様々な課題に対応できないため、直接課題と向き合う執行機関の影響力が相対的に高まり、議会への期待が弱まっているのが現状です。また、忙しい区民にとっては選挙時に出される情報のみが選択の判断材料となることが多く、議会への関心や期待が薄れるのは必然です。これからの協働社会では、区民の責任感や公共性の向上が不可欠で、区民の一層の努力が必要となりますが、それにはまず効果的な情報提供が重要です。議会の側からも、議会の活動を常にあらゆるメディアを駆使して伝える一方で、区民の意見を常に吸い上げるといふ、双方向のコミュニケーションのしくみを構築する努力が必要だと思います。このことが区民に正しい選択の指標を提供し、議会への関心や尊重する気持ちを高め、ひいては二元代表制の機能の保全につながるのではないのでしょうか。

第 3 節 議員の権利、役割、責務

[5 - 3 - 1 議員の権利]

- 区議会議員は、議決権はもとより、議会での発言権、政策提案権、区政に関する情報を区長や執行機関から適正に得る権利を、本来公平に与えられています。

[5 - 3 - 2 議員の役割と責務]

- 区議会議員は、住民からの信託を重く受けとめ、政策立案能力や審議能力の向上に努め、議会内で活発な活動をするとともに、広く区民と対話し、自らの考えや活動を知らせ、意見集約に努める責務があります。

第 7 回区民憲章区民会議 進行概要

《配布資料》

- 1 次第
- 2 第 6 回会議録（間に合った場合：①遅延の事情説明 ②1 月 23 日締め切り）
- 3 資料第 16 号（12 月 18 日小委員会で配布）
- 4 資料第 17 号（1 月 1 日小委員会で配布、資料第 16 号と資料第 19 号で作成）
- 5 資料第 18 号（今回作成資料）
- 6 資料第 19 号（1 月 5 日締め切りの各委員作成資料一式）
- 7 資料第 20 号（資料第 16 号・第 17 号・第 18 号の項目一覧）
- 8 資料第 21 号（資料第 18 号の論点・キーワード一覧）

《進行概要》

- 1 開会
- 2 第 6 回会議録について
会議録（案）が間に合った場合：①遅延の事情説明 ②1 月 23 日締め切り
〃 間に合わなかった場合：2～3 日中に郵送
- 3 第 1 回小委員会（12 月 18 日）について
資料第 16 号による検討、各委員分担の決定
- 4 公募委員の持ち帰り検討（1 月 5 日締め切り）について
第 1 回小委員会の検討経過を踏まえて各担当分提出（資料第 19 号）
- 5 第 2 回小委員会（1 月 8 日）について
資料第 16 号と資料第 19 号をもとに作成した資料第 17 号による検討
- 6 本日の進め方について
事務局から提案（資料第 20 号と資料第 21 号、資料第 18 号による検討）
- 7 資料説明
資料第 16 号：概略（12 月 18 日小委員会で配布）
資料第 17 号：概略（1 月 8 日小委員会配布、資料第 16 号と第 19 号で作成）
資料第 18 号：概略（今回作成資料）
資料第 19 号：概略（1 月 5 日締め切りの各委員作成資料一式）
資料第 20 号：詳細（資料第 16 号・第 17 号・第 18 号の項目一覧）
資料第 21 号：詳細（資料第 18 号の論点・キーワード一覧）
- 8 内容の検討
①スケルトン検討 ②論点検討 ③草案検討